



ニュースリリース 平成 24年 6月 4日



シンガポール駐在員事務所開設にかかる認可取得について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、お客さまの海外進出支援態勢をさらに強化するため、シンガポール当局に対して駐在員事務所開設の申請をしておりましたが、このたび開設の認可を取得しましたので、お知らせいたします。

開設は平成24年秋を予定しております。開設日、駐在員事務所の住所、電話等連絡先が決まりましたら改めてご案内いたします。

シンガポール駐在員事務所では、主にアセアン諸国全域をカバーし、現地各国の情報提供や商談会の開催などを通じて、お客さまの海外進出を支援いたします。なお、シンガポール駐在員事務所開設後の当行の海外拠点網は、2駐在員事務所(上海、シンガポール)となります。

当行では、お客さま・地域の復興と成長に貢献するため、海外での活動も合わせて、今後とも『常陽地域復興プロジェクト「絆」』を全力で推進し、さまざまな取り組みを展開してまいります。

以上